

第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

「環境影響評価法」第 11 条第 2 項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、経済産業大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の書面による申出を行っていない。

(空白)